



# 経済連携協定における 原産地規則

大阪税関業務部  
平成28年3月29日

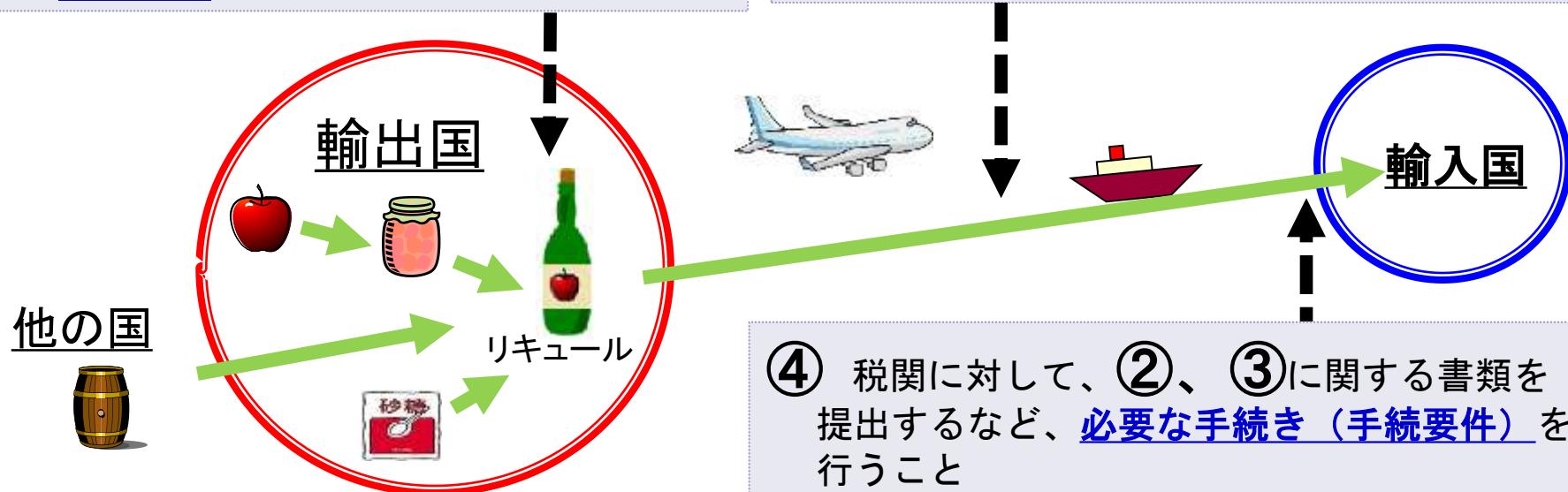
# どうしたらEPA税率を利用できるのか

① 輸出入される产品に関し、EPA税率が設定されていること

(EPA税率の場合、協定の譲許表)

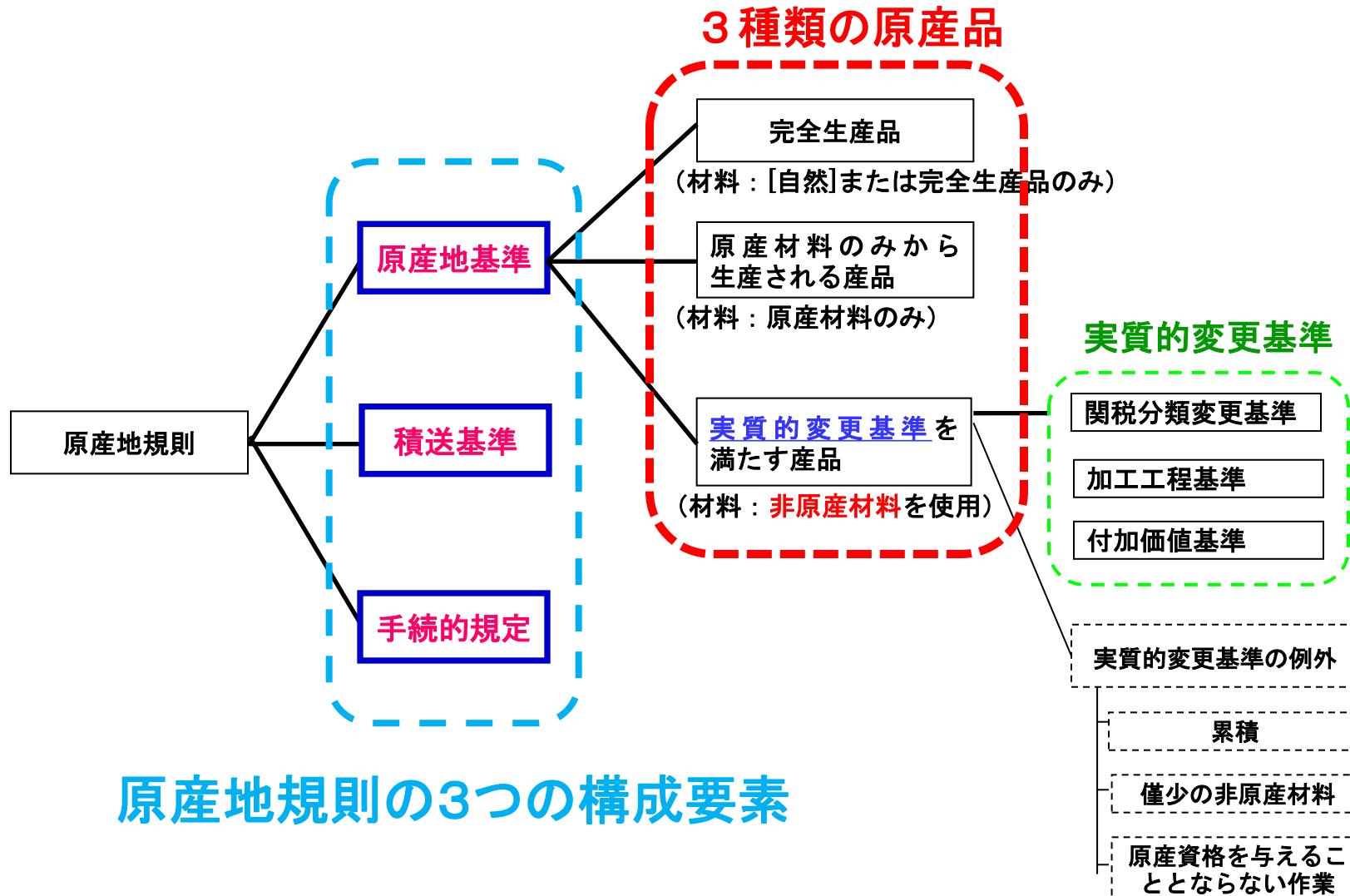
② 生産された貨物が、「原产品」であると認められること (= 原产地基準を満たしていること)

③ 運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと (= 積送基準を満たしていること)

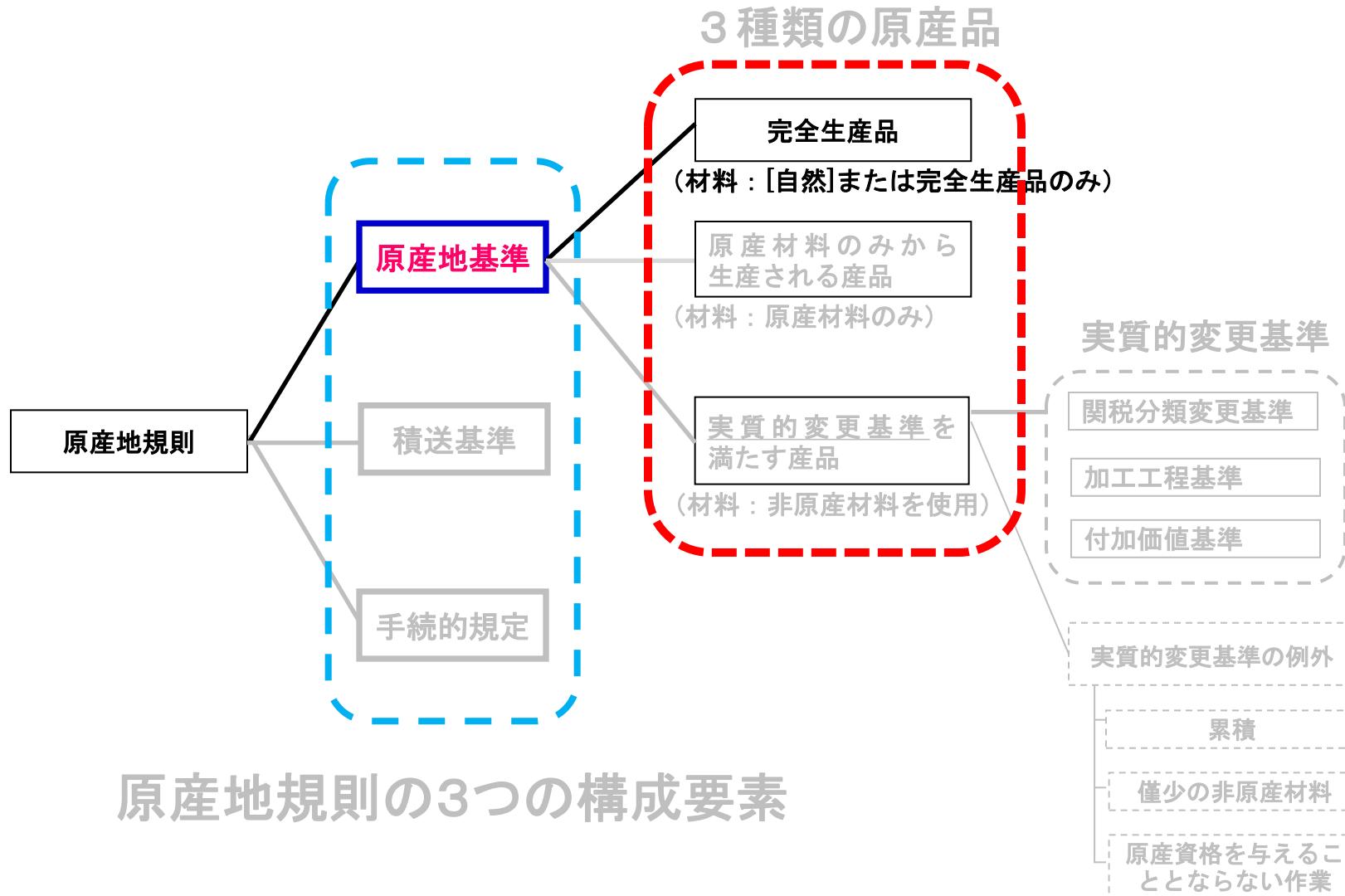


4つの条件をすべて  
満たさなければいけない！

# EPA原産地規則の構成(概要)

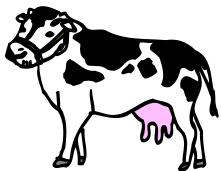


# EPA原産地規則の構成(概要)



## (a) 完全生産品(タイEPA)

### タイEPA 第28条2



(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの  
**(家畜等)**



(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物  
**(捕獲野生動物等)**



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる产品  
**(牛乳、卵等)**



(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品  
**(切り花等)**

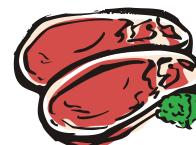


(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a)から(d)までに規定するものを除く。)  
**(原油等)**



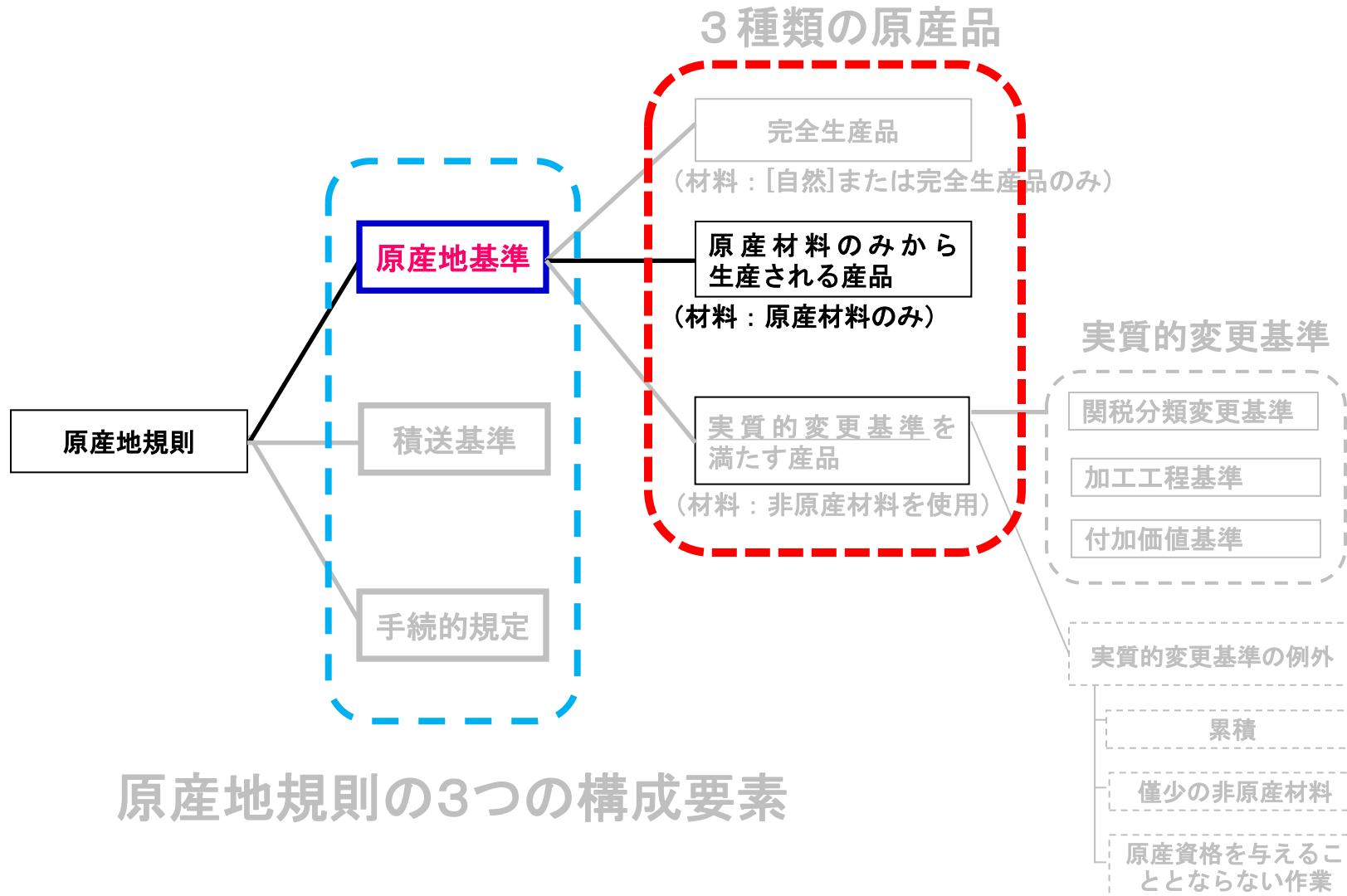
(f) 当該締約国の船舶により、他方の締約国に属しない海から得られる水産物その他の产品  
**(公海で捕獲した魚等)**

(g)～(k) 略



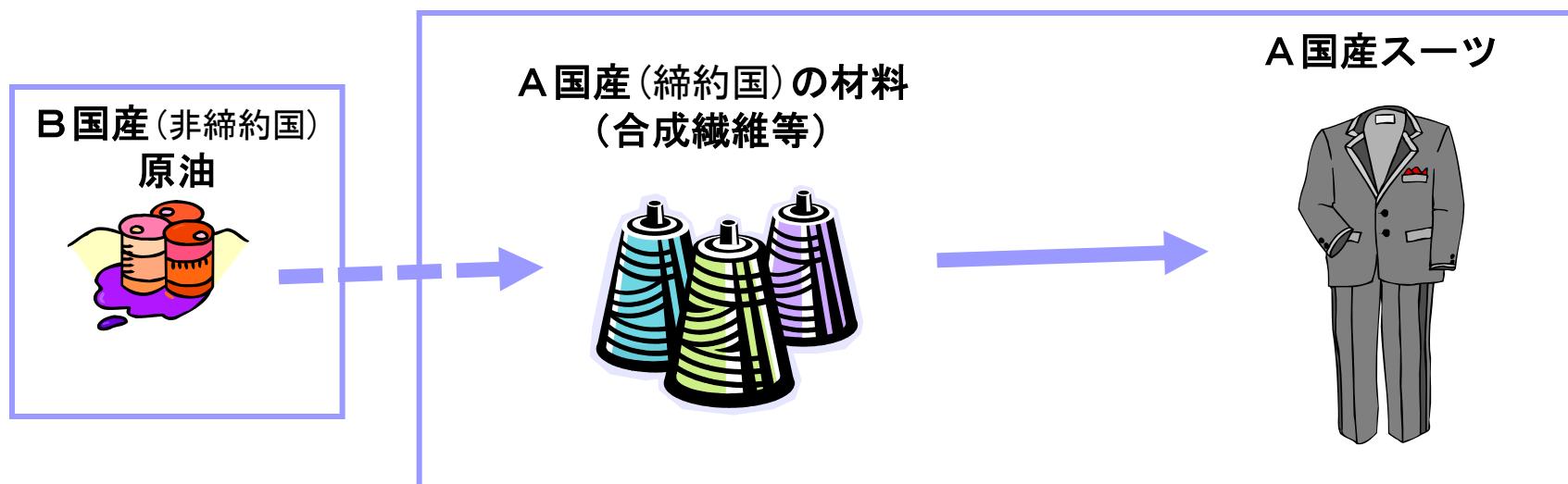
(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品  
**((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)**

# EPA原産地規則の構成(概要)



## (b) 原産材料のみから生産される產品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、  
外見上は 1 カ国\*で生産・製造が完結しているように見えるが、  
実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの  
( \*アセアン E P A の場合は、 1 又は 2 以上の締約国 )

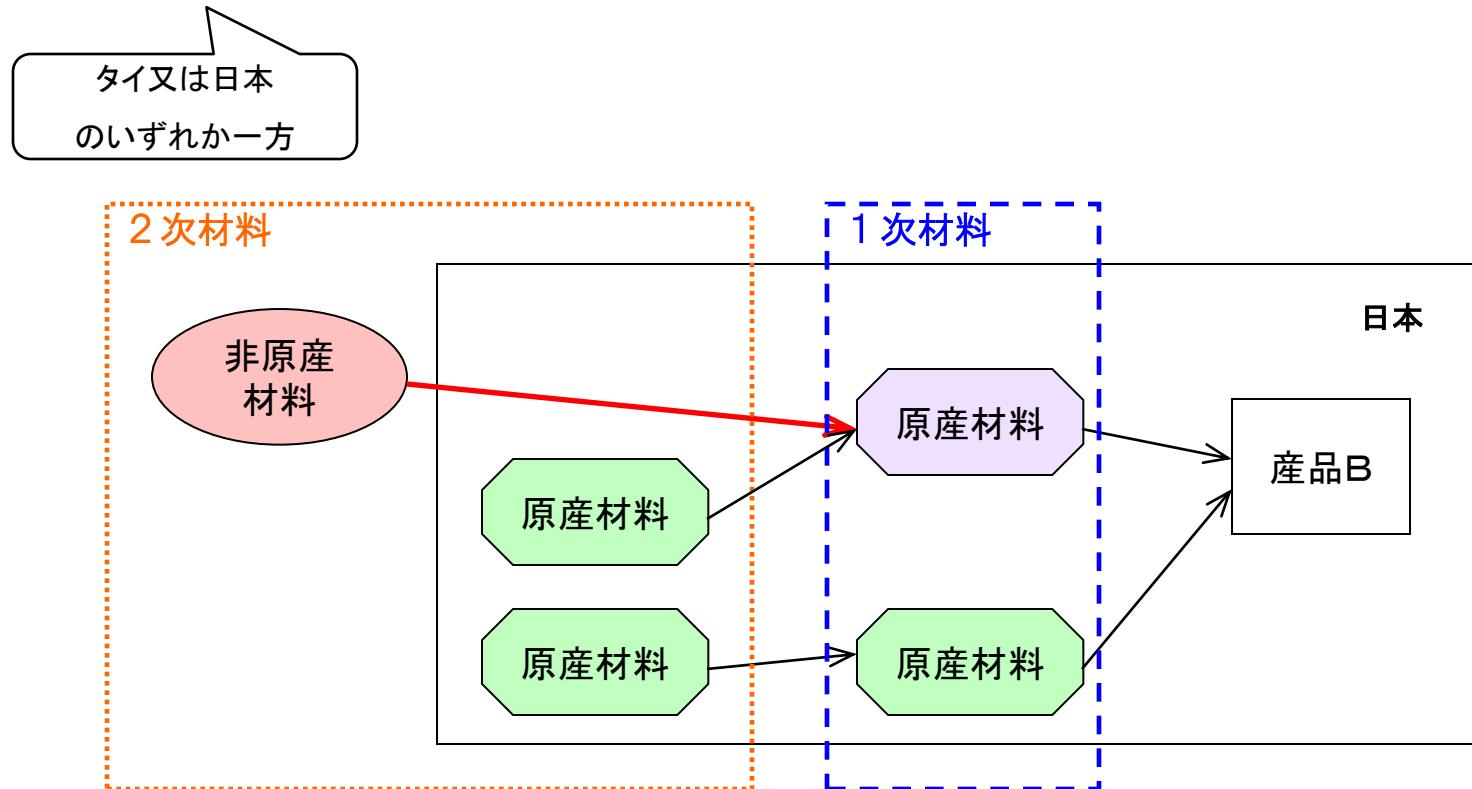


## (b) 原産材料のみから生産される产品(タイEPA)

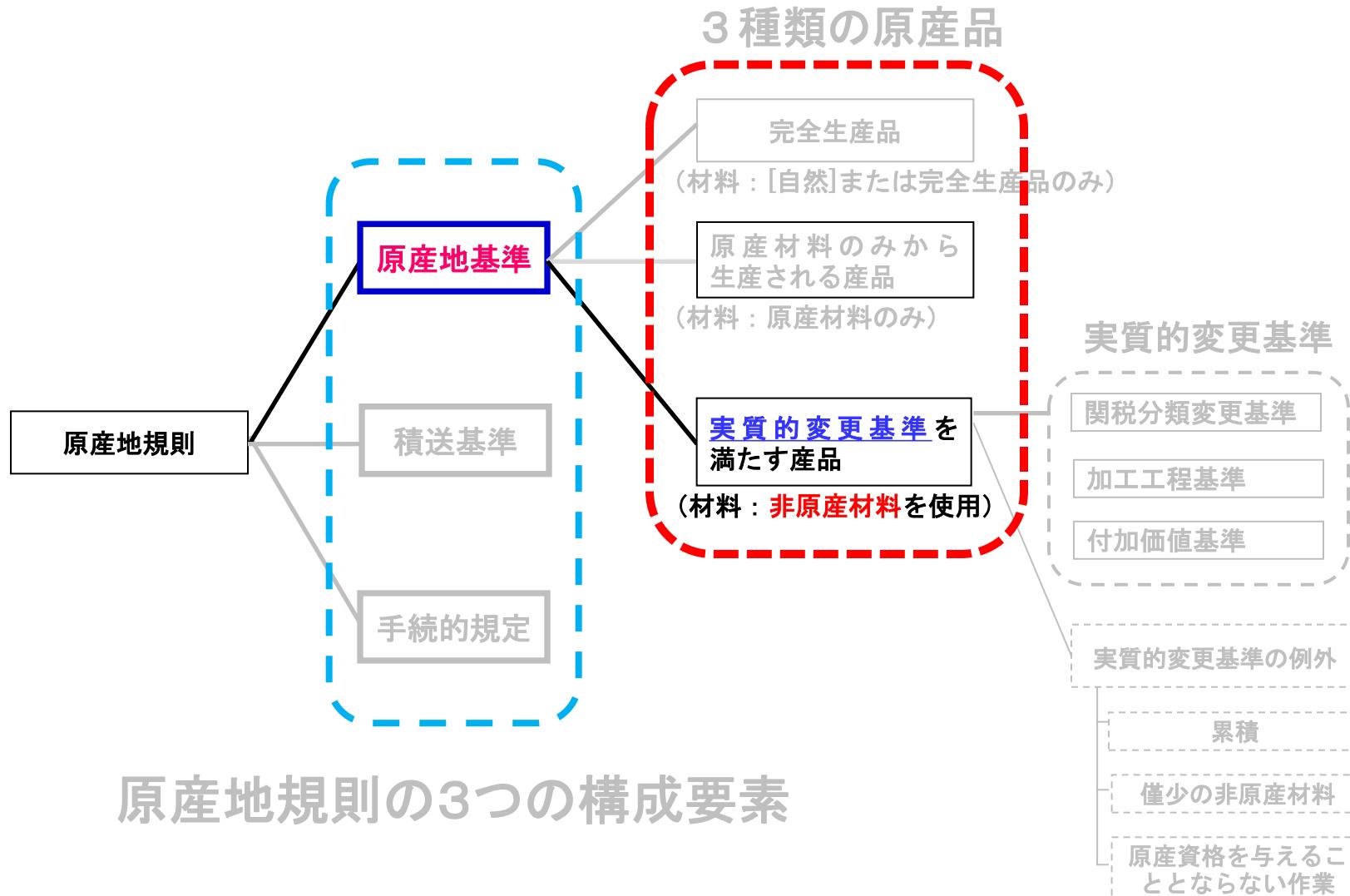
### タイEPA 第28条 原产品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締约国の原产品とする。

(b) 当該締约国の**原産材料**のみから当該締约国において**完全に生産される**产品



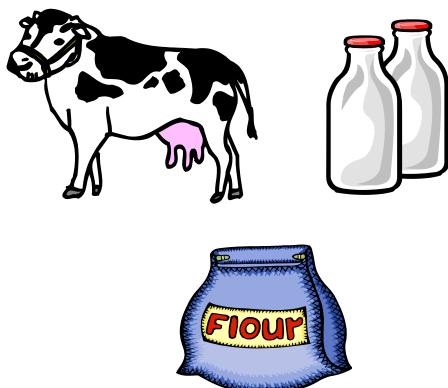
# EPA原産地規則の構成(概要)



原産地規則の3つの構成要素

## (c) 実質的変更基準を満たす產品(実質的変更基準とは?)

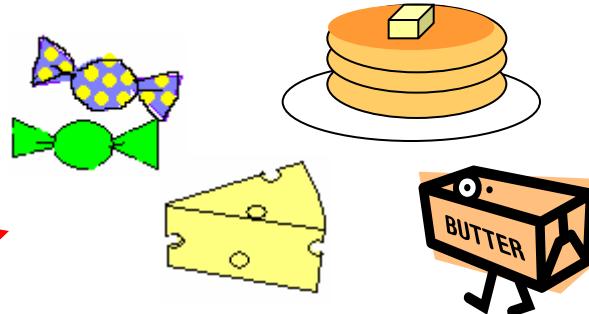
### 產品(材料) (非原産のもの)



加工等

大きな  
変化

### 新たな產品



最初の產品と違う性質を  
持っている產品

この「**大きな変化**」を「**実質的変更**」と呼び、「**実質的変更**」が起こった国を原産地とする考え方を「**実質的変更基準**」と呼ぶ。

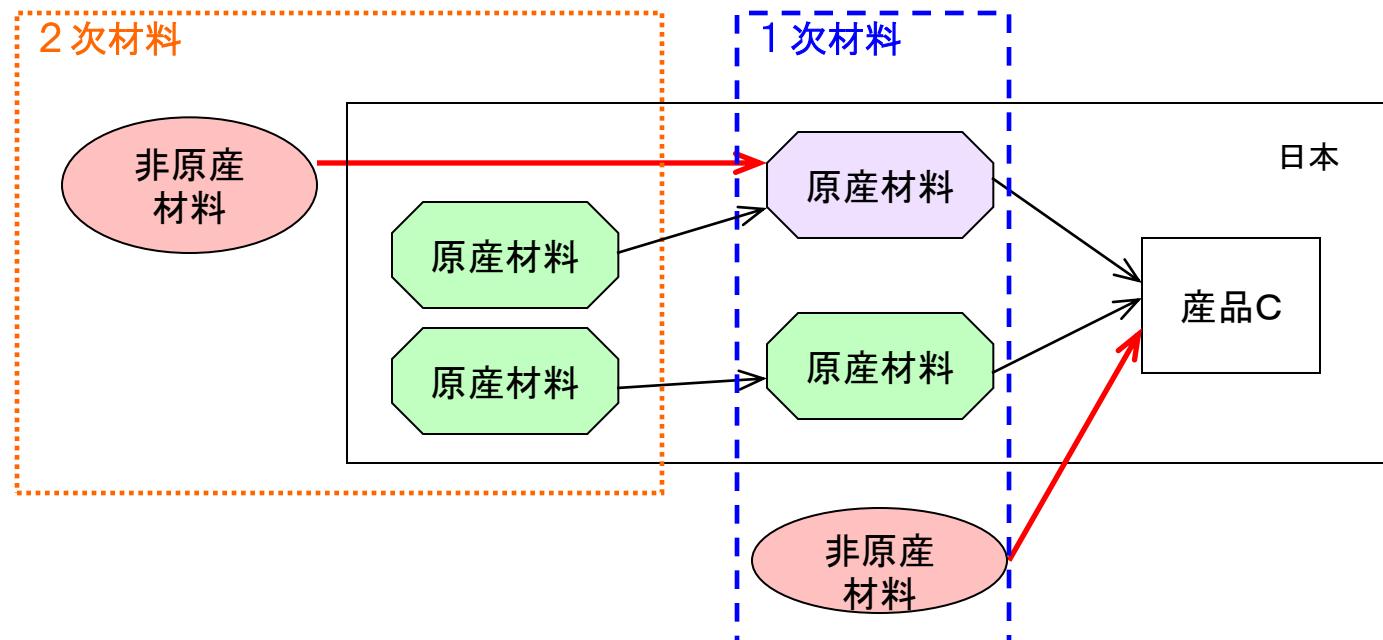
そして、このような產品を「**実質的変更基準を満たす產品**」と呼ぶ。

## (c) 実質的変更基準を満たす產品(タイEPA)

### タイEPA 第28条 原產品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品は、締約國の原產品とする。

(c) **非原產材料**をその全部又は一部につき使用して當該締約國において完全に生産される產品であつて、附屬書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの



## 実質的変更基準の種類

- 実質的変更基準には、評価の方法により、以下の3つの基準が存在する。

### (1) 関税分類変更基準

最終製品の関税分類番号と、**すべての非原産材料**の関税分類番号とが異なることとなるような製造が行われた国を原産地とするもの

### (2) 加工工程基準

**すべての非原産材料**にある特定の加工工程が施されて最終製品が得られた国を原産地とするもの

### (3) 付加価値基準

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たした国を原産地とするもの

# EPA原産地規則の構成(概要)

